

琴平町ふるさと納税支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、琴平町（以下「町」という。）のふるさと納税業務を委託するのに最も適した事業者を選定するためのプロポーザルに必要な事項を定める。

2. 事業概要

- (1) 業務名 琴平町ふるさと納税支援業務委託
- (2) 業務内容 別添「琴平町ふるさと納税支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

※運用開始日は令和9年4月1日からとし、運用開始までの準備期間中に発生する費用については、本プロポーザルにて決定した相手方（以下「受託者」という。）が負担することとする。

※令和10年度以降の業務については、受託者と契約を延長することができる。また、本業務の実績や進捗等を検証した結果、契約を延長せず新たな委託先を公募し、変更することがある。

(4) 委託料等

委託料等は下記のア～ウの合計額を想定しているが、ウの業務について受託できない場合はその旨を記載し、アとイの合計額を委託料とする。

返礼品の調達費用、及び返礼品の配送費用、各ポータルサイト使用料、寄附金の入金にかかる決済手数料は委託料に含めない。

ア 毎月の寄附額実績に応じて算定する手数料。寄附額に対する手数料の割合を費用提案書に記載すること。

イ 寄附者への礼状、寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書等の発行・発送代行業務。1件当たり費用を費用提案書に記載すること。

ウ ワンストップ特例申請書の受付等に関する業務。1件当たり費用を費用提案書に記載すること。

3. 参加資格

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 令和7年度中に、地方公共団体が発注した本業務内容と同種業務又は類似業務を履行した実績が5件以上あること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの

利益となる活動を行う者でないこと。

- (6) 公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (7) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はそれらと同等のセキュリティ規格を取得し、適切な措置を講じる体制を整備していること。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

4. 選考スケジュール

実施内容	実施期間または期日
公告	令和8年10月28日（水）
質問書の提出期限	令和8年11月11日（水）17時まで
質問に対する回答	令和8年11月18日（水）
参加表明書の提出期限	令和8年11月25日（水）17時まで
企画提案書の提出期限	令和8年12月9日（水）17時まで
プレゼンテーション	令和8年12月16日（水）
審査結果の通知	令和8年12月18日（金）
契約締結	令和9年4月1日（木）
運用開始	令和9年4月1日（木）

5. 参加手続き

(1) 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、すべて質問書で提出するものとする。

受付期間	令和8年10月28日（水）～令和8年11月11日（水）17時まで
提出方法	電子メールにより、指定の質問書様式を用い下記メールアドレスまで送付すること。 メールアドレス kikaku@town.kotohira.lg.jp メールの標題に「ふるさと納税プロポーザル質問」と明記すること。 また、送信後着信確認の電話をすること。
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和8年11月18日（水）17時までに町ホームページにおいて公表する。なお、質問回答書は本実施要領の追加または修正として実施要領と同様に取り扱うものとする。

(2) 参加表明書等の受付

受付期間	令和8年10月28日（水）～令和8年11月25日（水）17時まで
提出先	〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10

	琴平町企画防災課 ふるさと納税担当
提出方法	持参又は郵送 ※持参の場合は、土日祝日を除く 9 時から 17 時までとし、郵送の場合は、期限必着とする。
提出書類 (各 1 部)	① 参加表明書 (様式第 1 号) ② 会社概要書 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可 ③ 業務実績書 (任意様式) ・ふるさと納税業務の受託実績等を記載すること。 ・3(2)「参加資格」に掲げる要件を満たしていることが確認できる内容とすること。 ④ 国税及び地方税の滞納がない証明書 ⑤ プライバシーマーク、ISMS など取得していることがわかる書類の写し

(3) 企画提案書類等の提出

提出期限	令和 8 年 12 月 9 日 (水) 17 時まで
提出先	〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10 琴平町企画防災課 ふるさと納税担当
提出方法	持参又は郵送 ※持参の場合は、土日祝日を除く 9 時から 17 時までとし、郵送の場合は、期限必着とする。
提出書類 (① 以外 は各 6 部)	① 企画提案書届出書 (様式第 2 号) ② 企画提案書 6 部 ※表題「琴平町ふるさと納税支援業務委託公募型プロポーザル企画提案書」及び提案者名を記載した表紙をつけること。 ※別紙「琴平町ふるさと納税支援業務委託公募型プロポーザル審査基準表」を踏まえて記載すること。なお、様式は任意とするが A 4 サイズ (縦・横は自由) で作成すること。図面等で A 3 サイズの資料を添付する場合は A 4 サイズに折りたたんで綴りこむこと。 ※企画提案書には、現在の琴平町の返礼品ラインナップにはない、新規性や独自性の高い新たな返礼品・サービスの開拓案 (町内の地域資源や観光・体験型サービス、他自治体との差別化を図る先進的な特産品等の具体的な品目案、事業者へのアプローチ手法、実現に向けたロードマップ等を含む) を併せて記載し、提案すること。 ③ 費用提案書 (任意様式) 6 部 次の項目ごとに、手数料割合及び単価 (消費税及び地方消費税を除く)

	が分かるように記載すること。 (1) 業務委託料 寄附金額に対する手数料割合を記載。 ※返礼品の調達費用及び配送費用は含めない割合を記載すること。ただし、配送料について独自の運用により経費の削減につながる提案がある場合は別途積算方法等を示すこと。 ※業務委託料のうち、総務省告示 179 号第 2 条「寄付金の募集に要する費用」に該当する割合の内訳を明記すること。 (2) 礼状、受領証明書及びワンストップ特例申請を希望した寄附者へは、あらかじめ住所・氏名等を印字したワンストップ特例申請書（用紙）の発行・発送代行に要する費用（単価／件）を記載。 ※発送に要する郵便料及び封筒・用紙代等を含むこと (3) 返送されたワンストップ特例申請書の受付及び控除申告データ作成に要する費用（単価／件）を記載。 (4) その他の費用（返礼品の調達費用及び配送費用を除く。） ④業務実施体制（様式第 3 号） 6 部 必要事項が記載されていれば任意様式でも可能とする。
--	---

6. 企画提案書等の審査について

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとしてプレゼンテーション審査方式で実施する。

(1) 選定委員会

優先交渉者の選定を行う委員会は、「琴平町ふるさと納税支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）とする。

選定委員会は、琴平町職員で構成する。

選定委員会会議は非公開とする。ただし、優先交渉者については町ホームページで公表する。

(2) 審査（プレゼンテーション）

ア 日時・場所

令和 8 年 12 月 16 日（水）琴平町役場本庁舎

※詳細は別途通知する。

※プレゼンテーションは非公開とし、プレゼンテーションを行う順番は企画提案書の受付順とする。

※オンラインでの参加を希望する提案者は、事前に町へ連絡し、接続テストを行うこと。

イ プレゼンテーション出席者

3 名以内とする。3 名にはオンライン参加者を含めた人数とする。

ウ 持ち時間

プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度とする。

エ 説明方法

提出された資料と同一の図や写真を用い、プロジェクター投影による説明は可能とする。
ただし、プロジェクター、スクリーンは町で準備するが、事前に連絡すること。

7. 選考方法

企画提案書等及びプレゼンテーションの内容により本業務の受託候補者を選定する。提案内容に係る評価項目及び評価基準は別紙のとおりとする。ただし、町で定める基準点（評価点の合計の6割）に満たない場合は受託候補者の対象とはならない。

なお、提案者が1者の場合においても審査を実施し受託候補者として適していると判断した場合は、その提案者を受託候補者として決定する。

(1) 選定方法

選考評価の合計が、最高点の者を受託候補者を選定する。また、2番目に高い者を次点者を選定するものとする。なお、最高得点者が複数いる場合には選定委員会の決するところによる。

(2) 審査結果の公表

選定結果については、令和8年12月18日（金）に自己の結果のみを結果通知書により、各提案者に通知する。受託候補者として特定されなかった提案者には、特定されなかった理由を付記するとともに町長に対して説明を求めることができるものとする。

8. 契約方法

受託候補者を選定後、契約にかかる協議を行い、協議が整い次第速やかに随意契約を行う。ただし、最優秀者との契約が不調となった場合は、次点者との交渉を行うものとする。

9. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 評価委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に契約候補者の経営事情等の変化により業務の履行が困難であると町が判断したとき。
- (4) 著しく社会信用を失う行為等により契約候補者としてふさわしくないと町が判断したとき。
- (5) 契約候補者が参加資格要件に適合しなくなったとき。

10. その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザル方式による情報提供基準は、琴平町プロポーザル方式取扱規程によるものとし、この基準を了解のうえ参加することを条件とする。
- (3) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

- (4) 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色指定はない。
- (5) 提出された書類は返却しない。また、町はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (6) 本案件に係る情報公開請求があった場合には琴平町情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。
- (7) 一定の適格性を満たす参加者がいないときは契約候補者を選出しない場合がある。
- (8) 本プロポーザルにおいてプロポーザル実施要領及び仕様書に定められていないものは、琴平町プロポーザル方式取扱規程に準ずる。

11. 担当部署・問合せ先

〒766-8502

香川県仲多度郡琴平町榎井 817-10

琴平町企画防災課 ふるさと納税担当

電話：0877-75-6711 F A X：0877-73-2120

メール：kikaku@town.kotohira.lg.jp